



板 野 町

子育てガイドブック



2025.4

妊娠	【母子手帳の交付】 医師、または助産師により妊娠が確認されたら、速やかに妊娠届を行い、母子手帳の交付を受けてください	町民センター1階 子育て相談センター ☎672-5580	3頁
	【妊婦一般健康診査】 妊娠届出時に妊婦一般健康診査受診票(14枚)をお渡しします(色別に受診週の日安や検査項目が異なります) かかりつけ産婦人科で、定期的に検査を受けましょう	町民センター1階 子育て相談センター ☎672-5580 ※受診は産婦人科医で	3頁
出産	【出生届】 出生証明書・母子手帳を持って、生まれた日から14日以内に届出してください	住民課 ☎672-5985	3頁
育児支援 (給付制度)	【児童手当制度】 出生届時に一緒に手続きしてください 提出日の翌月から支給されるため、15日以内の届出を忘れずに行ってください	住民課 ☎672-5984	4頁
	【子どもはぐくみ医療制度】 板野町国保に加入の方は、出生届時に手続きしてください 社会保険等に加入の方は、資格確認書等を持参のうえ、手続きしてください		
	【出産祝金制度】 出生児1人あたり10万円を交付します		
育児支援 (健康支援)	【乳児健康診査】 1歳まで医療機関で2回の検査が無料で受けられます 集団健診では、小児科医の診察や身体計測、その他育児に関するアドバイス・相談を行っています 3,4ヶ月健診、6,7ヶ月健診、1歳健診、1歳6ヶ月健診、2歳歯科健診、3歳健診は個別通知で案内します	町民センター1階 子育て相談センター ☎672-5580 ※受診は小児科医で	5頁
	【予防接種】 予防票は出生、転入届出時に窓口配布、または郵送します	福祉保健課 ☎672-5986	5頁
保育・教育	【保育園】 出生後8ヶ月を経過した次の月からお預かりできます 毎年11月頃に、新年度の入園申込書を配布します 定員超過がなければ、随時入園調整を行います	板野保育園 ☎672-2101 住民課 ☎672-5984	7頁
	【幼稚園】 4月1日現在、満年齢4歳児(大坂分園は3歳児)及び5歳児から入園できます 対象年齢の児童全員に入園案内等を送付します	教育委員会 ☎672-0136	9頁
保育園の 一時保育	【対象】 町内在住の1歳6ヶ月以上の未就学児童が利用できます 親子での登録が必要で、登録後は電話で申込してください	板野保育園 ☎672-2101	7頁
幼稚園の 預かり保育	【対象】 幼稚園児であれば、申請のうえ利用できます(午後6時まで) 長期休業中も実施しています	教育委員会 ☎672-0136 ※申請は幼稚園へ	9頁

地域子育て 支援センター	【対象・事業内容】 未就学児とその保護者が利用できます 毎週月・水曜日に、板野保育園の給食提供、絵本の読み聞かせや親子製作などのイベントを行っています	子育て支援センター ☎672-7171	8頁
児童館	【対象】 町内在住の乳幼児から義務教育修了までの児童が利用できます(※4歳以下は保護者同伴で) 東・西・南児童館が、小学校、幼稚園に隣接しています	東児童館 ☎672-3651 西児童館 ☎672-6060 南児童館 ☎672-0113 社会福祉協議会 ☎672-0051	8頁
放課後 子供教室	【事業内容】 小学生の放課後を利用した活動をしています(希望参加)	教育委員会 ☎672-0136	10頁
病児・病後児 保育事業	【事業内容】 小学生までのお子様が、病気中や回復期にあって、保護者の就労などの理由により家庭で保育できないときに、お子様を一時的に施設でお預かりします	対象施設に直接申込み ※お問い合わせは住民課 ☎672-5984	6頁
子育て短期 支援事業 (ショートステイ)	【事業内容】 家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、お子様を一定期間、施設でお預かりします	住民課 ☎672-5984	11頁
ファミリー サポート センター	【事業内容】 育児を応援してほしい人と育児を応援したい人が会員となり、育児を助け合う会員組織です 施設等で対応しきれないニーズなど、地域の子育てを支援しています	住民課 ☎672-5984 ※申込み、登録等は 板野東部ファミリー・ サポート・センター ☎693-3033	12頁
ブック スタート	【事業内容】 町内で生まれた赤ちゃんとその保護者に、絵本を通した心のふれあいを伝えながら、絵本を手渡しています	教育委員会 ☎672-0136	13頁
入学祝金	【対象・事業内容】 町内在住で新たに小中学校等に入学する子どもがいる世帯に、児童生徒1人あたり1万円を交付します		
子ども家庭 総合支援 センター	【事業内容】 子どもの養育をはじめ、家庭内の様々な悩みや心配事に関する相談など、総合的に支援しています	子ども家庭総合支援 センター ☎672-5567	14頁

妊娠がわかったら



○母子手帳の交付

医師、または助産師により病院において、妊娠が確認されたら

速やかに妊娠届を行い、母子手帳の交付を受けてください

母子手帳は、妊娠の経過・出産状況やお子様の発育・発達、予防接種等を記録するものです
母子の健康のために必要なことが書かれていますので、最後まで目を通し、大切に保管してください

病院で行ったアンケート用紙をご持参ください

○妊婦のための支援給付（出産応援給付金事業）

母子手帳交付時に、保健師との面談を行った後、出産応援給付金を給付しています

申請書提出の翌月、指定口座に5万円を給付します

○妊婦一般健康診査

赤ちゃんが順調に育っているか、お母さんの体に負担がかかっているかどうかを確認する大切な機会です

14回まで無料で、妊娠届出時に、受診票を14枚お渡しします

かかりつけの産婦人科で、定期的に検査を受けましょう！

1.母子手帳が交付できる方 … 板野町に住民票を有し、妊娠した方

2.届出窓口 … 板野町民センター1階 子育て相談センター

〈お問合せは〉 ☎088-672-5580

赤ちゃんが生まれたら

○出生届

戸籍法により、赤ちゃんが出生した日から14日以内に、市区町村に出生届を提出しなければならないこととなっています

○出産育児一時金(ご加入の医療保険者から支給されます)

出産育児一時金50万円は、ご加入の医療保険から支給されますが、通常分娩にかかる費用と相殺し、差額がある場合は、その差額分が支給されます

〈窓口・お問合せは〉 住民課 ☎088-672-5984

出生届時に申請してください

○児童手当

届出日の翌月から支給が開始されます

誕生日が月後半で、認定請求、増額請求が翌月となる場合や、15日以内の届出が遅れると1ヶ月分を支給できないことがありますので、必ず15日以内に届け出てください

〈支給金額〉・0～3歳未満 月額15,000円

・3歳以上 高校生年代まで 月額10,000円

・0歳から高校生年代まで(第3子以降) 月額30,000円

※22歳の年度末までの監護・生計費を負担している児童を子と数えます

〈支給日〉 偶数月の15日(15日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の平日)

○児童扶養手当、特別児童扶養手当

ひとり親家庭の場合、所得の状況に応じて、児童扶養手当の支給該当となる場合があります
また、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいがある、お子様をご家庭で養育している方には、特別児童扶養手当が支給されます

○子どもはぐくみ医療費受給者証 ※赤ちゃんの資格確認書等ができたなら、手続きにお越しください

「子どもはぐくみ医療費助成事業」とは、高校修了まで(18歳の誕生日を迎えて最初の3月31日まで)の病院受診時にかかる医療費(保険診療の保険者分、高額療養費分等を除いた自己負担分)を助成します

県内医療機関で受診する際は、資格確認書等と受給者証を提示してください

○出産祝金【板野町独自事業】

子どもの誕生を祝い、経済的な支援を実施することで、子育ての負担感を軽減します
出生児1人あたり10万円を交付します



〈窓口・お問合せは〉 住民課 ☎088-672-5984

出産後の赤ちゃんの健康



○こんにちは赤ちゃん訪問事業

出産した全ての家庭を保健師または助産師が訪問します(生後1～2ヶ月頃)
赤ちゃんの体重測定や育児等について、相談に応じています
訪問日時、事前に連絡します

○妊婦のための支援給付(子育て応援給付金事業)

上記のこんにちは赤ちゃん訪問後、子育て応援給付金として5万円を給付しています
保健師または助産師の訪問後に、ご自宅に申請書をお送りします

○産後ケア事業

生後1年未満のお子様とその母親に、助産師等が体調や心のケア、授乳や沐浴のアドバイス、
乳児の発育確認等を行っています

○乳児健康診査

1歳まで医療機関で2回の検査が無料で受けられるほか、町の集団健診も行っています
小児科医の診察や身体計測、栄養相談、歯の手入れの仕方、その他育児に関するアドバイス・
相談を行っています

○3,4ヶ月健診、6,7ヶ月健診、1歳健診、1歳6ヶ月健診、2歳歯科健診、3歳健診

該当児に個別通知で案内しています(それ以外の健診については、お問い合わせください)
乳児期は、心身の発育面において重要な時期ですので、必ず受診しましょう！
1歳6ヶ月健診、2歳歯科健診、3歳健診では、フッ化物塗布も行っています

○予防接種

医療機関での個別接種になります(町内在住の接種対象年齢の方は無料です)
出生届や転入届出時に窓口配布、また時期に合わせ予診票を郵送します

小児肺炎球菌(生後2ヶ月～)、五種混合(生後2～90か月)、BCG(生後1歳に至るまで)、
日本脳炎1期(生後6～90ヶ月)、日本脳炎2期(9歳～13歳未満)、麻しん風しん混合1期(生後12～24か月)、
麻しん風しん混合2期(小学校就学前1年間)、水痘(生後12～36か月)、ロタウイルス(出生6週0日後～)、
B型肝炎(生後1歳に至るまで)、二種混合(11歳～13歳未満)、ヒトパピローマ(小6～高1の女子)

子どもの発達について専門医・心理相談員による発育相談事業も行っています
母子の健康や育児で、気になることがあれば、お気軽にご相談ください
〈窓口・お問合せは〉子育て相談センター ☎088-672-5580

病児・病後児保育事業

乳幼児または小学生の児童が病気や回復期にあって、就労等の理由により家庭で保育できないときに、一時的に施設で、お子様をお預かりします

〈実施施設〉

所在地	施設名	電話番号	定員	利用できる日時
徳島市	ふじおか小児クリニック	088-622-0012	6人	月～金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～17:00
	田山チャイルドクリニック	088-633-2055	6人	
	愛育小児科	088-635-2299	6人	
	ひなたクリニック	088-678-5461	3人	
	末広ひなたクリニック	088-624-8660	6人	
石井町	伊勢内科小児科	080-6391-9523	6人	月～土曜日 8:30～18:00
北島町	北島こどもクリニック	088-697-2281 (8:00～9:00)	6人	月～金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～17:00
		088-697-2221 (9:00～)		
藍住町	富本小児科内科	088-678-2111	6人	

※日曜日、祝日、年末年始、医院の休診日等は利用できません

(対象となる病気) かぜ、消化不良症などの児童が日常かかる疾患や、
はしか、水疱瘡、風しんなどの感染性疾患、喘息などの慢性疾患
及び骨折などの外傷性疾患など

(利用方法)

- ① 空き状況の確認・予約…前日または当日、利用を希望する施設に直接、電話などで、お申し込みください
- ② 利用診察…前日または当日、かかりつけ医等を受診し、利用申請書の医師記入欄に「保育可能確認」を記入してもらってください
- ③ 施設から利用の連絡があり、利用料金をお伝えします
- ④ お子様のお迎え時に、利用料金をお支払いください

(利用料金)1日あたり

- 住民税課税世帯 1,800円
- 住民税均等割のみ課税世帯 900円
- 住民税非課税世帯 0円

〈お問合せは〉 住民課 ☎088-672-5984

就労等で子どもを預けたいとき

板野保育園

通常保育、延長保育

出生後8ヶ月を経過した次の月から、お子様を預かることができます

定員 240名(0～3歳児 ※4/1満年齢)

保育時間 7:30 ～ 19:00

	乳児	幼児
7:30～	早朝保育	早朝保育
8:30～11:30	おやつ、あそび、散歩	クラス及びグループ活動(室内外)
11:30～12:30	離乳食	給食
12:30～16:00	お昼寝、おやつ、散歩 など	絵本読み、お昼寝、おやつ、あそび など
16:00～16:30	降園準備、降園	降園準備、降園
16:30～19:00	夕方延長保育、降園	夕方延長保育、降園

保育料 無料 ※保護者会費、絵本代等は、別途必要です(実費)

利用時間 「保育標準時間」は利用可能時間が11時間で、通常、この時間が適用されます
求職中など、保育の利用が8時間に達しない場合は、「保育短時間」認定となります

一時保育（保育園遊戯室2階）

町内在住の1歳6ヶ月以上の未就学(他施設に入所・通所していない)児童

- ① 非定型保育 保護者の就労形態により、一時的に保育が必要となる児童
(週3回・1ヶ月12日以内)
- ② 緊急保育 保護者の傷病・入院により、緊急・一時的に保育が必要となる児童
- ③ 保護者の育児に伴う心理的・身体的負担の軽減等を理由とするもの

利用料 一日 2,000 円 8:30～16:30 ※おやつ・給食有
半日 1,000 円 8:30～12:30(午前) ※おやつ・給食有
12:30～16:30(午後) ※おやつ有

町外の認可保育園等については

子ども・子育て新制度により、対象となる認可保育園等の保育料は、お住まいの市町村が決定します

児童の保育や行事などについては、直接、保育園にお問い合わせください

板野保育園 ☎088-672-2101

認定や保育料については 住民課 ☎088-672-5984

地域子育て支援センター(保育園 遊戯室 2 階)

保育園に入所していない未就学児とその保護者が毎日利用できます

○みらいっこくらぶ (月・水曜日 11:00~11:30)

毎週月・水曜日に、絵本の読み聞かせや親子製作などのイベントを行っていますので、気軽に遊びに来てください

親子で給食体験もできます (11:30~、有料)

お子様との遊び、保護者同士の交流・情報交換、保育園児たちと交流しながら、楽しく過ごしましょう

○子育て相談 (月~金曜日 8:30~17:15)

食事・言葉・子どもとの関わり方など、何でも相談に応じています

〈お問合せは〉 子育て支援センター ☎088-672-7171

児童館

東、西、南の各小学校に隣接しています

児童に健全な遊びや、子どもたちが安全で安心して過ごせるよう、適切な場を提供しています

○板野東児童館 大寺字亀山西1番地 ☎088-672-3651

○板野西児童館 那東字福道21番地 ☎088-672-6060

○板野南児童館 下庄字文開1番地1 ☎088-672-0113

(対象児童) 町内在住の乳幼児から義務教育修了者まで、4歳以下は保護者同伴

(開館日) 月~金曜日、第1,3土曜日

(閉館日) 第2,4,5土曜日、日曜日、祝日、年末年始

(開館時間) 通常 9:30~18:15 土曜日、代休日 8:30~18:15
長期休業中(夏・冬・春休み) 8:00~18:30

(利用料金) 無料 ※土曜日、長期休業中は、弁当を持参できます



〈窓口・お問合せは〉 社会福祉協議会 ☎088-672-0051

【学校教育】お子様が4歳になると幼稚園に入園できます

幼稚園

11月頃、対象年齢の児童に入園適齢通知書等を送付します

○板野東幼稚園	吹田字町東8番地1	☎088-672-3501
○板野東幼稚園大坂分園	大坂字宮東20番地	☎088-672-4703
○板野西幼稚園	那東字楠木15番地	☎088-672-3502
○板野南幼稚園	下庄字真弓71番地	☎088-672-3503

(保育時間) 平日 **8:00~13:00**(閉園日:土・日曜日、祝日、年末年始)

(授業料) 無料 ※PTA会費・教材費等は別途必要です(実費)

(給食費) 無料(月~金曜日)

板野町学校給食センターで調理し、献立は小中学校と同じです

幼稚園児の預かり保育

(利用方法)

- ① 利用の申請 預かり保育利用申請書の提出が必要です
4月に各幼稚園で申請書を受け取り、申請してください
- ② 保育の実施日・時間
通常登園日 **13:00~18:00**
長期休業中(夏休み、年末年始を除く冬休み、春休み)
月~金曜日 **8:00~18:00**
- ③ 預かり保育料は無料、おやつ代は別途1,000円/月が必要です
- ④ 長期休業中は、弁当を持参してください



〈窓口・お問合せは〉 教育委員会 ☎088-672-0136

小学生の放課後を利用した活動

放課後子供教室推進事業

町内3小学校で、それぞれ年間50回程度、開催しています
保護者や地域のボランティアの方に協力して頂き、小学生を対象に、学校や公共施設を利用して、安全で安心な居場所づくりを目的に、教育委員会が実施しています

東っこ

(開催場所) 東小学校内・東小学校大坂分校・東児童館・中央公民館
(活動状況) 毎週木曜日 15:00~16:15 第2月曜日 14:45~15:30
第1または第3土曜日 10:00~11:30
夏休み
(活動内容) 工作、手芸、スポーツ、お話し会、生け花、藍染め体験、各種講座など

西っこ

(開催場所) 西小学校内・西児童館・ふれあいプラザ
(活動状況) 毎週木曜日 15:10~16:15 第3土曜日 13:30~14:30
夏休み
(活動内容) 工作、手芸、スポーツ、お話し会、英会話、生け花、藍染め体験、リズムダンス、各種講座など

南っこ

(開催場所) 南小学校内・南児童館・南公民館
(活動状況) 毎週木曜日 15:00~16:00 第3土曜日 10:00~11:00
夏休み
(活動内容) 工作、手芸、スポーツ、お話し会、英会話、生け花、藍染め体験、機械の解体ショー、将棋、各種講座など



〈窓口・お問合せは〉 教育委員会 ☎088-672-0136

子育て短期支援事業

☆短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病・出産・看護・災難などで、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設で、お子様をお預かりします

○利用期間 原則として7日以内

○利用料金と実施施設

2歳未満児 1日2,360円以内 徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院

2歳以上児 1日1,840円以内 鳴門こども学園、常楽園、徳島児童ホーム

※課税状況等により利用料金は変わります

☆夜間養護(トワイライトステイ)事業、 休日預かり事業

保護者が仕事などで、平日の夜間又は休日に不在となる場合に、児童福祉施設で、お子様をお預かりします

○利用料金と実施施設

1日1,350円以内 鳴門こども学園、常楽園、徳島児童ホーム

※課税状況等により利用料金は変わります

(利用方法)

- ① 住民課で、お申し込みください
- ② 受け入れ施設と協議のうえ、利用可能な場合に利用できます



〈窓口・お問合せは〉 住民課 ☎088-672-5984

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、「育児を応援してほしい人」と「育児を応援したい人」が会員となり、育児を助け合う会員組織です

育児の援助を受けたい人(依頼会員)

- 藍住町・北島町・松茂町・板野町・上板町に在住、または5町の事業所に勤務している人
- 0歳児から小学校6年生までの子どもの子育てを応援してほしい人

育児の援助を行いたい人(提供会員)

- 藍住町・北島町・松茂町・板野町・上板町に在住している人
- 少しでも子育てを応援したい人(特別な資格はいりません)
※提供会員は、事前に講習を受ける必要があります
※依頼会員と両方を希望する場合には、両方の会員になることもできます

会員登録

板野東部ファミリー・サポート・センターで、随時、受付と説明を行っています
会員登録は無料(ただし、印鑑と写真が必要です)

依頼会員の利用料金 と 提供会員の報酬

- 平日(月～金曜日) **7:00～21:00**
:1時間あたり 700円(依頼会員の利用料金)
:1時間あたり 950円(提供会員の報酬) ※町補助金250円含む
- 平日の上記以外の時間帯、土・日曜日、祝日、年末年始
:1時間あたり 800円(依頼会員の利用料金)
:1時間あたり 1,050円(提供会員の報酬) ※町補助金250円含む
※援助を受けた依頼会員が、提供会員に直接、利用料金を支払ってください
※援助活動中の事故に備え、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入しています

援助の内容

- 保育所・幼稚園への送り迎え(産前・産後などの定期的な応援も可)
- 学校、保育所・幼稚園が休みのときの預かり(土・日曜日も可)
- 軽い発熱などで、提供会員でも対応できる程度の病気のときの預かり
- 保育施設の保育開始時間までの預かり
- その他のケースについては、下記センターまで、直接、ご相談ください

お問い合わせ先

板野東部ファミリー・サポート・センター ☎088-693-3033
〒771-1203 板野郡藍住町奥野字矢上前32-1 ≪藍住町勤労女性センター内≫

〈窓口は〉住民課 ☎088-672-5984

ブックスタート事業

町内で生まれた全ての赤ちゃんとその保護者に、メッセージを伝えながら、絵本を手渡す運動で、「絵本を通して心のふれあいを」を合言葉に、平成17年度より、住民課・福祉保健課・教育委員会が連携して実施しています

(対象者)

町内在住の乳児とその保護者(引換期間は対象児が満1歳に達する日まで)

(利用方法)

- ① 住民課で、子どもはぐくみ医療費受給者証交付時に、「ブックスタート・パック引換券」を交付します
- ② 股関節脱臼検診時に、その引換券で絵本をお渡しします
- ③ 都合で股関節脱臼検診に来られない場合は、乳児健診等の機会や、文化の館図書館・教育委員会で随時、引き換えることができます

小中学校等入学祝金 【町独自事業】

町内在住で、新たに小中学校等に1年生として入学する子どもがいる世帯に、進学を祝し、経済的な支援を実施することで、子育ての負担感を軽減します
対象児童・生徒1人あたり1万円を交付します

〈窓口・お問合せは〉 教育委員会 ☎088-672-0136

子ども家庭総合支援センター

町内全ての子どもと子どもを養育する家庭に総合的な支援を行い、町民が安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに成長することができる環境形成を目的に、令和4年4月より、町民センターに開設しています

○対象者

町内在住の18歳未満の子どもとその保護者

○3つの機能

① 少年育成室

学習や行動の悩み、不登校、いじめ、発達、進路についての相談

② 子ども家庭支援室

子どもの養育をはじめ、家庭内の様々な悩みや心配事(虐待、家庭内暴力など)に関する相談

③ 教育支援室

不登校に悩んでいる小・中学生とその保護者、町内教職員を対象に、相談や学校生活復帰サポート、学習支援相談

〈お問合せは〉 子ども家庭総合支援センター ☎088-672-5567

ホームページ版ガイドブックはこちら→



〒779-0192 板野町吹田字町南 22 番地2

板野町役場 住民課

☎088-672-5984 Fax088-672-2533

E-mail juuumin@town-itano.i-tokushima.jp

所得の申告を忘れずに！

児童手当や児童扶養手当など、所得制限がある給付や保育料についても
申告による所得額が全ての基準額になります

申告を忘れると諸手当が給付されなくなることがありますので、確定申告時
など、忘れずに所得申告をしてください！